

2025年8月1日

お客さま 各位

### 「投信取引約款」改定のお知らせ

いつも当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では2025年8月25日(月)に「投信取引約款」を改定いたしますのでお知らせいたします。

改定内容について、別添の新旧対照表をご確認ください。

今後とも秋田信用金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)

秋田信用金庫 業務部

フリーダイヤル 0120-345-112(平日9時~17時)

「投信取引約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

新	旧
<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>3. の 2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 1.6 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～62. (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年 8月 改定)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. ～ 3. (同左)</p> <p>3. の 2. (共通番号の届出)</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 1.5 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>4. ～62. (同左)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2024年 1月)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>